

9. 不正行為等の取扱い

- ① 次のことをすると不正行為となります。ただし、試験時の説明で認められている行為については、不正行為に該当しません。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じられ、それ以降の受験はできなくなります。また、受験した次世代研究者発掘入試Ⅰ（総合型選抜Ⅰ）の成績を無効にします。この場合、既納の入学検定料は返還しません。

共通事項

- ア. インターネット出願において故意に虚偽の情報を登録したことにより、登録した情報をもとに作成される志願票、照合票に虚偽の内容があった場合や解答紙等へ故意に虚偽の記入（解答紙に本人以外の受験番号を記入することなど。）をすること。
- イ. 志願者本人が作成する書類について、志願者以外の者（生成系 AI ツールを含む）が作成したもの、または剽窃等を行ったものを提出すること。
- ウ. カンニング（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
- エ. 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- オ. 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- カ. 解答紙を試験室から持ち出すこと。
- キ. 「解答始め。」の指示前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ク. 試験時間中に、電子機器類（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等）を使用すること。
- ※ 通信機能のある電子機器類（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等。）、タブレット端末等）は、かばんの中にしまっていなければ、電源が切られていても、使用しているものとし、不正行為となります（衣類のポケット等に入れていた場合も、使用しているものとし、不正行為となります）。
- ※ イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとし、不正行為となります。（試験時間中、病気・負傷や障害等により補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮申請（18ページ）が必要です。）
- ケ. 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。
- コ. 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

- ② 不正行為が合格後に判明した場合、合格を取り消します。この場合、入学検定料、入学料及び納入済みの授業料等は返還しません。

なお、当該不正行為が本学の入学者選抜の実施運営を著しく妨げたと判断した場合、警察に被害届を提出する場合があります。

③ 上記①以外にも、次のことをすると不正行為になることがあります。ただし、試験時の説明で認められている行為については、不正行為に該当しません。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、上記①及び②と同様です。

ア. 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や電子機器類（電子辞書、I Cレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等）、教科書、参考書、辞書類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。

※ 通信機能のある電子機器類（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等。）、タブレット端末等）は、かばんの中にしまっていないければ、電源が切られていても、使用しているものとし、不正行為となります。（衣類のポケット等に入れていた場合も、使用しているものとし、不正行為となります。）

イ. 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。

ウ. 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申し出をすること。

エ. 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

オ. 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

カ. その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。